

(仮称)富士駅北口駅前公益施設新築工事実施設計技術協力業務委託に関する
三者協定書(案)

(仮称)富士駅北口駅前公益施設新築工事実施設計技術協力業務委託に関して、富士市(以下「甲」という。)、〇〇〇〇(以下「乙」という。)とアール・アイ・エー・マウントフジアーキテクツスタジオ設計共同企業体(以下「丙」という。)とは、以下のとおり三者協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(本協定の目的)

第1条 本協定は、甲、乙及び丙が協力して、実施設計を円滑に完了させる上で必要な事項を定めることを目的とする。

(関係者間の調整、協力)

第2条 甲、乙及び丙間の調整は、甲が行う。

2 甲が行う調整に対し、乙及び丙は、真摯に対応し、協力する。

(三者協議会の設置)

第3条 甲、乙及び丙は、丙及び乙から提案される技術提案、V E提案及び施工実施方針(以下「技術提案等」という。)の技術的課題、経済的課題及び採否の検討を行い、採用された場合に実施設計に反映させること等を目的とした組織として、(仮称)富士駅北口駅前公益施設新築工事技術協力協議会(以下「三者協議会」という。)を設置する。

2 三者協議会の役割及び責任は、添付の役割分担表(案)による。

3 完了した実施設計の設計責任は、丙が負うものとする。ただし、乙から提案される技術提案等を実施設計に反映させるため、乙が計画通知上のその他設計者となった場合は、乙も実施設計への関与度合いに応じた設計責任を負うものとする。

(実施設計における技術協力等)

第4条 乙は、本協定の目的を達成するため、本プロポーザル時において乙から提案され甲により採用された技術提案及びV E提案に限らず、更なる技術的提案及び経済的提案に努めるものとする。

2 丙は、本プロポーザル時において乙から提案され甲により採用された技術提案及びV E提案だけでなく、実施設計段階における乙からの更なる技術的提案及び経済的提案の技術検証、コスト検証を行うとともに、本協定の目的を達成するため更なる技術的提案及び経済的提案を行うものとする。

(目標工事費)

第5条 甲及び乙並びに丙は、乙がプロポーザル時に提出し、採用されたV E提案を含む概算工事費を目標工事費に設定し、実施設計技術協力業務において目標工事費を下回るよう誠実に対応するものとする。

(有効期限)

第6条 本協定は、本協定の締結日から実施設計が完了する日まで有効とする。

(その他)

第7条 本協定書に定めのない事項については、必要に応じて甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各1通を保有する。

令和〇年〇月〇日

甲（発注者）

所在地

名 称

代表者

乙（施工予定者）

所在地

名 称

代表者

丙（設計者）

所在地

名 称

代表者

【別紙】役割分担表(案)（欄外）

【別紙】役割分担表（案）

業務内容			甲：発注者	乙：施工予定者	丙：設計者	特記事項
三者協議会	1	会議	調整	出席	出席	
	2	会議議事録作成	確認	確認・協力	作成	
	3	設計課題確認シート	承認	確認・協力	作成	
	4	技術提案及びVE 提案（丙より）	承認	提案	確認	
	5	技術提案及びVE 提案（乙より）	承認	確認	提案	
	6	実施設計図書	承認	協力・検証	作成	
	7	工事区分表	承認	確認	作成	
	8	総合仮設計画	承認	作成	確認	
	9	確認申請・各種許認可申請	確認	協力	作成	
工程	10	全体事業スケジュール	作成	確認	確認	
	11	実施設計スケジュール	承認	確認	作成	
	12	許認可申請スケジュール	承認	確認	作成	
	13	総合工事工程	承認	作成	確認	
見積関連	14	コスト推移管理＜工事費内訳明細書管理＞	承認・指示	更新・検証・協力	更新・検証	定期更新を行う。
	15	VE 内訳明細書管理＜VE 項目に関する費用＞	承認	作成・更新	確認・協力	定期更新を行う。
	16	積算見積書（内訳書含む）	受領	作成	作成・検証	
他	17	甲が必要な会議	調整	協力	協力	

※用語の定義：「承認」→資料を受け取り終了決定するもの。

「確認」→資料閲覧し、甲の要求から明らかに逸脱しているか否かを確認し、結果を三者協議会を組織する甲に伝える。

「検証」→資料の内容を調査し、是正があれば、三者協議会を組織する甲に伝える。

「協力」→成果物の作成主体ではないが、資料作成に伴う根拠資料等を作成者へ提供する。

「調整」→業務内容に伴う関係者間の調整を行う。

※特記事項：甲である富士市の役割を履行するにあたり、発注者業務支援者である日建設計CM・浜銀総合研究所共同企業体が、甲の合意のもと、乙及び丙に対し、確認・指示・調整等を行うものとし、三者協議会の会議に参加するものとする。